

第3章 日露戦争と県民

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10826

第3章 日露戦争と県民

第1節 石川県民にとっての戦争

戦前の日本、したがって石川県民は日清戦争（1894・95年）、日露戦争（1904・05年）、第1次大戦（1914～18年）、15年戦争（1931～45年）という4つの大きな対外的戦争を経験した。まず、それらが県民にどのように伝えられたのかを見るために、次に各々の宣戦布告・詔書を例示する。

清国ノ計画タル、明ニ朝鮮国治安ノ責ヲシテ帰スル所アラザラシメ、帝国ガ率先シテ之ヲ諸独立国ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ、之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ、以テ帝国ノ権利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク担保ナカラシムルニ存スルヤ、疑フベカラズ。

「東京日日新聞」1897年8月3日付

露国は……陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大、以て我を屈從せしめんとす。凡そ露国が始めより平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし。露国は既に帝国の提議を容れず、韓国の安全は方に危急に頻し、帝国の国利は將に侵迫せられんとす。

「北国新聞」1904年2月12付

朕は深く現時欧州戦乱の殃禍を憂ひ専ら局外中立を恪守し、以て東洋の平和を保持するを念とせり。此時に当り独逸国の行動は遂に朕の同盟国たる大不列顛国をして戦端を開くの已むなきに至らしむ。其租借たる膠州湾に於ても亦日夜戦備を修め、其艦艇荐りに東亜の海洋に出没して帝国及与国の通商貿易為に威圧を受け、極東の平和は正に危殆に頻せり。

「北国新聞」1914年8月24日付

米英両国ハ残存政權ヲ支援シテ東亜ノ禍乱ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス。剩へ与国ヲ誘ヒ、帝国周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ、更ニ帝国ノ平和通商ニ有ラユル妨害ヲ与へ、遂ニ經濟断行ヲ敢テシ、帝国ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ。

「北国毎日新聞」1941年12月9日付

日清開戦時は適当な県内新聞が見つからなかったので、やむをえず「東京日日新聞」によった。満州事変にはじまる日中戦争では宣戦布告がなされないまま戦争状態に入ったので、対米英戦のものを掲げた。表現は少しずつこととなるが、いずれも国益の維持・拡大、優先が共通した理由とされている。

しかし、それらの戦争が県民レベルで考えた場合、一体何をもたらしたのか。次の表3・1はその内容を歴然として物語っている。

半世紀の間に、約3万人の人命を失ったわけである。これは1930（昭和5）年の石川県本籍人口の約3%にもあたる。戦死者数の中に満州開拓団のものを含めてあるが¹⁾、それ以外は兵士の数で、内外の民間人の死者数は

表3・1 石川県関係の戦死者数

戦 争 名	戦死者数
日清戦争	236
日露戦争	2,897
第一次大戦～シベリヤ出兵	56
15年戦争（～1941年12月7日）	3,757
同上（12月8日～敗戦）	22,902
満州開拓団	3,021
合 計	32,869

石川県厚生部編『石川県将士の記録』（1973年）より作成。なお原資料の1部は、靖国神社編・刊『靖国神社忠魂史』（1934年）の所収である。しかし2つの資料は戦前、戦争にかかわって戦死した人のすべての氏名を載せているわけではない。したがって満州開拓団に関しては藤田繁編『石川県満蒙開拓史』（1982年）より引用。

入っていない。戦傷者数は日露戦争の例では戦死者の約4.6倍となっている。この間の戦死傷者の総数は15万人にのぼると推定することができる。それは石川県民の1家族あたり平均1人が戦争による人的被害を受けたことになる（1930年現住戸数151,915）。日清戦争、第1次世界大戦の戦死者は少ない。満州事変・日中戦争、太平洋戦争を含めて15年戦争とし、1941（昭和16）年12月8日で一応区分して表示した。やはり1941年以後の被害が甚大である。地域別にみると、南太平洋諸島地域7,392、フィリピン方面5,264、東南アジア・インド1,396、中国・満州・樺太その他6,523、国内2,327である²⁾。

この被害状況を念頭に置いて、再度各宣戦布告を読み直してみよう。同時代の県民、そして現時のわれわれははたして開戦の必要性を納得しうるであ

ろうか。

このなかで日露戦争は短期間のうちに多大な被害をもたらしたが、同時に後の昭和ファシズム下の15年戦争体制の原型ともなった戦争である、といわれている。その実態をひとつの地域を通して具体的に歴史に刻印しておくことが本章の課題である。国民・県民レベルで見ると、戦争が無惨で無意味であること、そして侵略戦争が相手国々民により悲惨な被害を強制したことの歴史性を問う作業の一環として位置づけたい。

第2節 日露戦争による惨害

日露戦争の歴史的意義は次のようなものとして理解されている。それは「最初の本格的な帝国主義戦争」で、「日露戦争をそれまでの主要な近代戦争史の諸傾向からもっとも明白に区別しているのは、戦争の長期化と一大消耗戦化であり、しかも決定的な勝利者のない戦争」⁽³⁾であった。

したがって10年前の日清戦争と比較して、戦争とその被害の規模はきわめて大きな違いをみせた。例えば戦費は日露戦争は約18億円で日清戦争の9.1倍、参加艦艇は29万余トンで日清戦争の4倍、動員総兵力約109万人で日清戦争の4.5倍、出征兵士数は94万で5.3倍である。日露戦争の戦死者数は約8万1千で日清戦争の6.1倍、同じく戦傷病者は38万1千で3.3倍といった具合である⁽⁴⁾。

この点を石川県関係の戦死者で見ると、次の表3・2と表3・3となる。

表3・2 日清戦争における石川県関係の戦死者数

	将校	下士官	兵卒その他	合計
日清戦争	4	20	118	142
台湾での戦闘	3	3	38	44
その他	0	0	50	50
合計	7	23	206	236

前掲『靖国神社忠魂史』第1巻より作成。

この両表では戦闘別、将校・下士官・兵卒別の状況を示しておいた。日清戦争の戦死者は日露戦争の12分の1とすくない。というより日露

表 3・3 日露戦争における石川県関係の戦死者数

	将 校	下士官	兵卒その他	合 計
開戦～1904年 6 月中旬迄	6	4	19	29
旅順第 1 回総攻撃、～ 8 月末	23	192	772	987
同期の海戦	1	0	7	8
満州軍の北進	3	6	15	24
遼陽付近の会戦（8～9 月上旬）	6	0	36	42
旅順第 2 回総攻撃、～10 月末	5	22	247	274
旅順第 3 回総攻撃、～翌 1 月	24	71	472	567
旅順封鎖海戦	1	0	9	10
沙河会戦（1904年 9 月～翌 2 月）	5	1	32	38
奉天会戦（2 月下旬～3 月中旬）	24	66	406	496
満州での戦闘、3 月下旬～	6	9	91	106
日本海海戦とその後	1	5	36	42
樺太の占領	0	0	5	5
韓国での戦闘	4	23	115	142
そ の 他	2	4	61	67
合 計	111	403	2,323	2,837

前掲『靖国神社忠魂史』第 2～4 巻より作成。資料がことなるため、表 3・1 の戦死者数と若干違っている。

戦争戦死者が石川県の場合、異常に多かったのであるがこの点は後述する。日清の戦死者総数は13,309人で、石川県はその1.8%ということになり、およそ全国の平均値である。将校の死亡率が低く、兵卒のそれが高いことから日露戦争のような激戦ではなく、しかもよく指摘されるように病死者数が多かった。さらに中国本土での戦闘より、その後の台湾での原住民の抵抗、それとの戦闘で多くの被害を出していることも判明する。

さて日露戦争であるが、約1年半の戦闘期間中きわめて大きな損害だけを日本にもたらした。それは人的な面だけでなく、ぼう大な戦費支出にもあらわれているようにまさに総力戦で、「日露戦争は、日本の社会を深部からとらえた戦争であり、民衆の一人ひとりに至るまで戦争と正面から向かいあうことなしにはすまされなかった戦争」⁽⁵⁾であった。

表3・3も戦闘階級別の戦死者数を表示した。一見してわかるように、石川県関係者は旅順攻撃、奉天会戦において戦死が集中している。旅順では全体の3分の2が、奉天では17%余が戦死しており、なかでも1904（明治37）年8月の旅順第1回総攻撃では6日間の戦闘期間で987人（約35%）の戦死者を出した。海軍では被害はすくないが、戦死者に限定してみた場合、石川県にとってはより一層の惨害であったわけである。このことは次の表3・4でより明瞭となる。

表3・4 各県本籍男人口に対する戦死者の比率（上・下位10県分）

府 県	戦死者数(A)	本籍男人口(B)	A/B千分比
高 知	2,566	332,336	7.72
岐 阜	3,837	534,039	7.18
石 川	2,837	403,065	7.04
福 井	2,195	328,729	6.68
香 川	2,318	373,513	6.37
富 山	2,509	415,468	6.04
徳 島	2,108	369,594	5.70
愛 媛	2,692	536,080	5.02
三 重	2,562	529,881	4.84
愛 知	4,010	849,225	4.72
青 森	967	340,505	2.84
栃 木	1,217	430,265	2.83
大 阪	1,998	719,893	2.78
和歌山	991	365,866	2.71
熊 本	1,580	601,053	2.63
奈 良	744	287,163	2.59
大 分	1,079	438,723	2.46
福 岡	1,778	743,558	2.39
長 崎	788	438,034	1.80
沖 縄	201	233,361	0.86
全 国	88,401	23,600,931	3.75

大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（1976年，岩波書店）220～221頁より作成。なお石川県の戦死者数のみ表3・3にもとづき修正した。

戦死者の実数もさることながら、本籍男人口比では石川県は全国第3位である。全国平均値を倍する数字で、有数の被害県であったわけである。福井・富山両県も石川県に続いているように、第9師団関係の戦死者数が極端に目立っている。

第9師団は第1・11師団で編成されて戦っていた第3軍に、開戦の4ヵ月後に編入され、乃木希典の指揮下旅順の総攻撃に参加し、その後満州にも赴

表 3・5 日露戦争第3軍の死傷率

	戦闘参加兵力	死者		死傷者		死傷,生死不明,捕虜		戦闘期間
		人数	対兵力比	人数	対兵力比	人数	対兵力比	
旅順第1回総攻撃	55,626	2,323	4.2	11,880	21.4	14,734	26.5	6日
うち第9師団	11,197	900	8.0	4,506	40.2	5,160	46.1	〃
旅順第3回総攻撃	51,752	2,865	5.5	12,262	23.7	15,260	29.5	11日
うち第7師団	10,408	1,142	11.0	4,813	46.2	5,788	55.6	〃
奉天会戦	35,865	3,286	9.2	15,967	44.5	16,387	45.7	13日
うち第9師団	9,334	966	10.3	6,232	66.8	6,419	68.8	〃

大江前掲書134頁より引用。対兵力比のみ単位は%。

いた。第9師団のそうした戦闘状態は、次の表3・5に明らかとなっている。

この表は大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』から引用したものであるが、大江は後の陸軍省の戦史研究を引用して次のように分析する。「損害率一割で攻撃力挫折,同三割で攻撃力および一時的戦闘力喪失,同五割で組織的抗戦力の喪失すなわち戦力は破断界にたっしたのであった。旅順第一回総攻撃に、正面攻撃部隊となった第九師団,同第三回総攻撃に二〇三高地攻撃部隊となった第七師団,奉天戦における満州軍左翼の包囲網完成のための繞回運動の中央縦隊であった第九師団の損害率は、すでに破断界寸前か、あるいはこれを上まわっていた」⁽⁶⁾。何故このような解体寸前の状況を呈したのかの客観的な分析ぬきに、第9師団史を語ることはできない。戦死傷者の多いことがあかかも勇敢に戦った証左とするが如き叙述は許されないと考える。しかし『第九師団史』(同編さん委員会編,1965年3月刊)をはじめ関係書はいずれもそうした観点でみるならば不満足なものである。

さらに付言すれば第9師団は南京大虐殺事件(1937年12月)に際して南京に入城している。この点は冷静な検討どころか、各書とも入城したこと等のわずかな叙述しか記していない。ちなみに、最近南京大虐殺に関する科学的分析の一端が発掘された。当時、金沢医科大学(現金沢大学医学部)教授だった早尾岳雄が執筆した『戦場神経症竝ニ犯罪ニ就テ』(1938年4月,於上海第一兵站病院,A5判50頁)という報告書である⁽⁷⁾。全文が公表されているわけではないので、金沢大学及び同医学部図書館を若干調査したが、現物

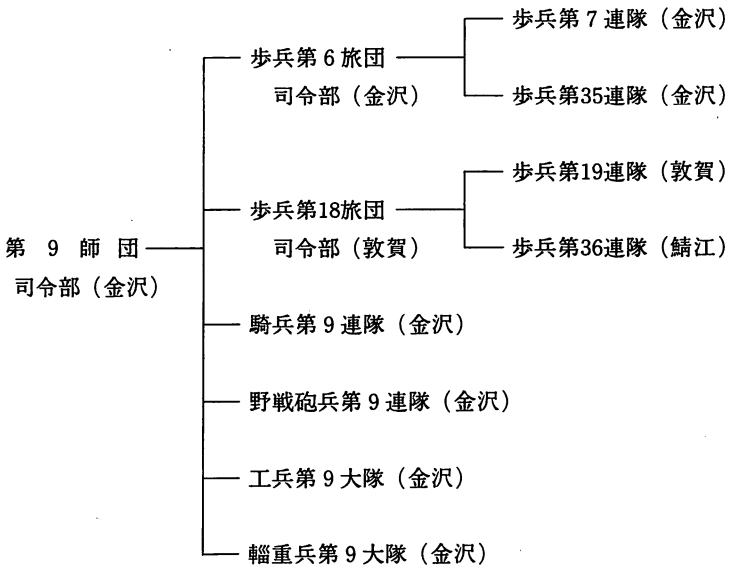
第3章 日露戦争と県民

に接することはできなかった。しかし公表・引用されている個所だけを見ても、内容の貴重さを推測することができる。同学に在籍する一員として、先輩の業績名の紹介だけでもしておきたい。

ここで第9師団史を省りみる余裕はないので、日露戦時の状況を以下略述する。

第9師団は日清戦後の6師団増設政策によって、1898（明治31）年11月に誕生した。創設後から日露戦時迄の師団編成は、次の表3・6のとおりである⁽⁶⁾。

表3・6 日露戦時の第9師団の編成



第9師団戦史編さん会編『第9師団戦史』（1965年）
13頁より作成。

2つの歩兵旅団と騎兵・砲兵の各連隊，工兵，輜重兵の各大隊から成り，歩兵第18旅団以外は金沢に置かれた。歩兵旅団は表中にあるように，各々2つの連隊から組織されている。日露戦時にあつては，1連隊は3大隊12中隊で編成され，1中隊の兵卒数は200であったので，2つの旅団，したがって

第9師団の兵力は兵卒1万ということになる。騎兵連隊は3中隊（兵卒数400）、砲兵連隊は2大隊6中隊（兵卒数1,200）、工兵大隊は3中隊（兵卒数600）、輜重兵大隊は兵卒数と輜重兵数合計で1,200で、これに将校・下士官等を含めると約1万8千という兵員規模となる。さらに兵站諸部隊を加えると、総兵力は2万となるが、「五七%余がこの師団の戦闘正面を形成するにすぎず、通信・兵站諸部隊を含めれば、かろうじて五割強で」⁽⁹⁾ある。表3・5の各師団の戦闘兵力数約1万という数字はそれを示している。この戦闘兵力以外に3連隊からなる後備師団、2連隊からなる留守師団も動員されていた。したがって1度旅順で壊滅に近い大打撃をうけても、第9師団として兵の構成はことなっているが、5か月後の奉天会戦に臨むことができたわけである。

第9師団に動員令が出されたのは1904（明治37）年5月9日、完結したのは同26日、出動命令は6月20日に下った。宇品港から遼東半島に上陸し、7月末に第3軍の戦闘に参加した。そして8月19日からの第1回総攻撃にむかったが、大苦戦を強いられて撤退した。

この間、県内の新聞紙上には第9師団の具体的な行動はほとんど載せられていない。旅順の戦略上の重要性を県民は認識してはいたが、客観的な戦況が知らされていなかったのである。そのため早々に戦勝ムードが先行してしまう。第9師団出動以前の5月19日には「本県愛国義会にては旅順陥落の快報に接すると同時に盛んなる祝意を表すること……旅順に限らず一大捷報の達したる暁に於て行ふ事とし大体の方法を定めたり」（「北国新聞」以下、「北国」と略、明治37年5月19日付）として、戦勝の公報到達後第3日目に祝賀会を開くこと、当日正午には号砲を合図に市内各所にある警鐘、寺院の梵鐘等を打鳴らすこと、提灯行列をおこなうことなどを呼びかけている。しかし度々の陥落の予告にもかかわらず公報は届かず、8月に入ると次のような記事が登場する。「祝意を表せんとし鶴首待望しつつあるは当然の事なるが、此際濫りに暴飲暴食を事とし、或は無用の事に金銭を費すが如きは大に慎むべき事なるを以て、寧ろ是等の金銭を挙げて学校の基本財産に充つるか、若くは永遠に紀念となるべき事業に費すは蓋し時宜に適したるの措置なり」（「北国」8月25日付）。無用なる祝勝ムードに水を差しているわけであ

る。そして第1回総攻撃の際中には「要塞戦の大難事」、「旅順は七分の陥落」(同、8月26日付)といった見出しとなり、「二三日は過ぎ二五日は去れり、而かも旅順陥落は何の音沙汰もなく只だ昨、東京電は其全部の陥落は二七日なりと報ずるも、是れ亦た予て信を置くに足らざる」(同前)のみといった声も載るようになる。そのため旅順ではなく遼陽戦勝にさしかえられることとなった。「旅順陥落の報一度び到らば大に之れを祝賀すべく準備をさきを怠りなき我が市民は、一日まことに千秋の思ひを以て待ち侘び居たる矢先、第二次と思ひし遼陽の大捷報先立って伝へられしかば、何れも満幅の誠意を傾けて祝賀の意を致したり……一昨夜合同の大提灯行列は行はれ、茲に百万石の城下は提灯の金沢と化したりき」(「北国」9月10日付)。

県民はこの頃より戦況が必ずしも思わしくないを感じはじめが⁽¹⁰⁾、8月の戦死者名が3か月後に具体的に紙面に載り、それが決定的となる。11月5日付の「北国」は第1回総攻撃の戦死者大内守静大佐以下61名の将校に加えて、はじめて60名の兵卒の戦死者名を公表した。あわせて同日、「第九師団戦死者追弔法会」の通知もなされる。

1905(明治38)年正月早々、第3回総攻撃によってようやく旅順は陥落した。5日午後1時から金沢公園明治記念碑前広場にて合同祝賀会が開催された。そして3月13日奉天戦の公報～6月1日日本海海戦の祝勝行列等と続くのである。奉天合同祝賀会に際しては参集者にフロックコート着用のこと、名刺を差し出すことなど10項目の心得が指示される。「会同の目的は共同平和の祝意を表するに在るを以て、各自力めて紛争喧擾のことなきを期すること」(「北国」明治38年3月15日付)といった項目が含まれていて興味深い。そして6月1日の石川門から野田の練兵場へと続く提灯行列が最後の行事となった。

このように新聞記事からでは戦争の客観的状況、第9師団の実態を正確には知ることができない。しかも戦死報告も3か月という時間差をともなったものであった。石川県出身兵士の惨害の実状は個別分散された結果となり、総量として判断できるものとしては報道されてはいない。それにかわって連日のように「勇敢に戦かって死んだ」、「郷土の兵士の「忠魂」が紙面をかざる。同じ本籍出身兵で組織された連隊はひとつの目標(具体的には「敵

陣」)にむかって力を合わせる際に、同郷の兵士であることが強い団結力を生み、同時に他郷の集団に対する競争心をあおる結果となった。その場合同じ郷土とは地方行政単位とはことなつた兵事行政単位であるが、師管区が旅管区、連隊区と分割される中でひとつの共通の地域にまとまりをみせる。戦争又は徴兵にもとづく軍隊経験はこのような強制力による民衆の地域的な編成に1役を果たしていた。それはともかくとして、新聞は前述の側面を見るならば戦争ムードをあおりたてる公器としての役割を演じていた。この誤りは昭和ファシズム期に2度3度と繰り返される。

さてわれわれはこのような惨害を与えた日露戦争の、その戦時下の石川県という1地域の動向、そこにどのような政策が展開され、どのような矛盾が現出したのか等の点を次にもう少し掘り下げてみることにしよう。総力戦といわれたこの戦争下、国内で何が企画されていたのかを追ってみたい。その際、新聞が先程とはちがった一面を提供する事実も、公正を期する意味であらかじめ予告しておく。

第3節 戦時下の石川県

日露戦争は明治国家にとっても、日本資本主義にとってもきわめて貴重な経験であった。そのため中央・地方において戦争・戦時下に関する多くの記録が編纂されている。軍以外では大蔵省・内務省・農商務省の各編纂物がそれに該当する。また県レベルでは『明治三十七八年石川県戦時紀』をはじめ同類の編纂物をすくなくとも10県に見出すことができる⁽¹¹⁾。これらを視野に入れながら、日露戦争下の戦時国内体制を問題にする際の検討項目を大江前掲書は次の4点に整理している⁽¹²⁾。①戦時軍事財政の問題で、とくに町村財政・大衆収奪実態も含む戦時財政全体の検討、②戦時財政資金の収奪と撒布および軍需動員との関係をめぐっての、戦時経済の問題、③動員兵力・動員畜力の大部分を負担し、巨額の戦費調達を強いられた、戦時体制下の農村の分析、④戦時下民衆の思想動員、戦時教化行政の展開の問題である。この整理にしたがい、本節では①、④の問題を石川県地域の具体的展開の中で把握し、③についても若干ふれることにしよう。

第3章 日露戦争と県民

開戦直後に招集された地方官会議の結果を村上石川県知事は次のように述べている。「政府は目下の戦時財政を処理せん為、地租其他の諸税を増徴し、一方には国民をして軍資献納公債応募等軍国の事に従はしむると同時に、他方に於て地方経済を緊縮」（「北国」 明治37年2月15日付）する。戦時財政の基本政策は増税と緊縮財政ということになる。さらに「今回の戦争に付政府の決心は非常に鞏固にして、或は民間よりも強きかも知れず勿論戦時税を起し、又軍人遺族救助の如きも此度は特に国庫より費用を支出することになるべし。而かも戦争は何時終局するやを保し難ければ、国民は堅忍持久の精神を以て事に当り、光栄ある勝利の終局を全うするに努め、之が為め県民は挙げて勤儉の美風を養成」（同前）すべしと付け加えている。県民の自覚を呼びかけているわけである。こうした方針がどのように現実化したのか、まず財政面で見てみる。

表3・7 日露戦争前後の県歳出の動向

	教育費		土木費		勸業費		総計
	經常費	臨時部共計	經常部	臨時部共計	經常部	臨時部共計	
1901年	121	198	66	167	54	61	861
03	144	195	103	242	60	77	923
05	148	149	122	153	77	77	775
07	169	194	102	142	103	130	974

各年次『石川県統計書』より作成。 単位は1,000円。

まず県の歳出であるが、日露戦時に切りつめられ、たしかに緊縮財政となっていることがわかる。1901（明治34）年の指数を100とすると1905年は90といった状況である。そして1907（明治40）年に従前の伸び率に復帰している（同指数113）。県歳出の中の主要費目は教育・土木・勸業費と警察費の4つである。前3費目で毎年の歳出の5割をしめ、警察費を含めると全体の3分の2という割合となる。この4費目のうち勸業・警察費は1905年で見えた場合、2年前と同水準で削減されていない。勸業費に関しては、県当局が次のように述べていることと符合する。「緊縮其中庸を失し却て無為に流るる

如きことあるに於ては、時局に処する途を誤るに至るべきを以て……勸業施設中多額の経費を要せずして遺利富源を拓き得べきものは、此際進んで之を経営し、且時局中用材等の資料並労働賃銀の低廉を来したるの今日に在ては、寧ろ必要なる事業の進歩を図るを以て、却て一挙兩得の利あり」（「北国」明治37年7月26日付）。

そこで緊縮の対象は教育・土木費にむけられた。教育費は1903年対比で4分の3、土木費は同じく3分の2に減額されている。

こうした中で、「全国学校廃止の風説」という見出しの記事が登場する。「日露戦争は空前の大事なれば、国家は能ふ限り国費を節約し、以て久しきに堪ふるの軍資を作らざるべからず。就ては全国官公立の諸学校を廃止し、之に依りて約四千万円を節約すると同時に、男女幾百万の青年学生をして転じて生産的業務に従事せしめんと突飛説あり」（「北国」明治37年4月5日付）。もう少し引用を続けると、緊縮財政の折、「顧みて全国学事の状況を視るに学校の数稍や多きに過ぐるの観あるのみならず、之に関する諸般の整備の如き其の必要を欠くもの少なしとせず。一例を挙げれば彼雨天体操場の如き好んで農民の子弟をして雨天の労働に堪へざる柔弱なる風習を作らしむるものにして、断じて健剛なる国民性を涵養する所以の途にあらず。是等を初めとして今日に際しては廃止すべきもの一二にして足らず。則ち国費節約の趣旨の下に、官立学校の数を減じ、之に伴ふ諸般の設備費を節減するは刻下の一要務なり」（同前）。体育館を国費のむだ費いとするとはともかくとして、学生を「生産的業務に従事」させるという風説は、40年後に現実の事態となった。

教育費の削減に関しては町村財政においてより明瞭となる。次の表3・8がそれを示している。

この資料は県内町村の歳出総計である。町村の歳出にあっては教育費が非常に高い割合をしめ、約4割となっている。土木・役場費の主要3費目で全体の4分の3をしめている。ここにも日露戦時下の緊縮財政をうかがうことができる。歳出総計では1901年の指数を100とすると1905年は86で、県の歳出よりも一層の削減となっている。このうち役場費は徴兵その他の戦時業務が多忙となり増額されたため、教育・土木費が極端にきりつめられる結果と

表3・8 日露戦争前後の県内町村の歳出の動向

	教育費		土木費		役場費		総計
	經常部	臨時部共計	經常部	臨時部共計	經常部	臨時部共計	
1901年	291	459	71	180	237	241	1,139
03	324	416	76	118	252	254	1,062
05	330	355	69	89	270	274	976
07	409	500	73	150	306	310	1,313

表3・7と同じ。

なった。1901年に対比して、教育費が4分の3、土木費にいたっては半減といった具合である。

県・町村の歳出のカットは当然それぞれの歳入減に照応していた。次の表3・9はこの間の動向を示している。

表3・9 日露戦争前後の県・市町村の歳入の動向

	県經常部	その他共計	指数	町村税	市町村税計	指数
1901年	878	990	100	758	1,250	100
03	838	1,101	111	841	1,164	93
05	754	827	84	777	1,035	83
07	1,062	1,145	116	978	1,378	110

表3・7と同じ。

県・市町村の歳入はそれぞれ1901年対比で17%前後の減収という状況で、とくに県の場合、1903年対比では25%の縮少ぶりとなっている。表3・8と重ねあわせると、歳入減に加えてなおかつ歳出はプラスとなっていることもわかる。この県・市・町村の日露戦時における歳入減はそれぞれの税収状況と関連していることはいうまでもない。次の表3・10、表3・11を参照してほしい。

表3・10では県税の落ち込みがとくに目立っている。しかし国税を含んだ税全体は大巾な増徴で、1戸当り税額も1901年と比較して約9円の増税とな

表3・10 日露戦争前後の税および負担額

	県税	市税	町村税	国税共計	県民1戸当税額
1901年	728	96	758	3,358	23.3
03	721	126	841	3,644	25.8
05	622	139	777	4,554	32.2
07	925	167	978	5,583	39.5

表3・7と同じ

表3・11 日露戦争前後の国税

	地租	所得税	営業税	国税合計
1901年	825	66	78	1,865
03	829	98	84	1,955
05	1,435	316	248	3,014
07	1,501	334	276	3,511

表3・7と同じ。

って県民の肩にのしかかった。もうひとつ見逃せないのは日露戦時下の増税政策が戦後も継続したことであ

る。このことは国家財政と大きくかかわる問題である。日露戦費の調達を、政府は内国債以上に外国債に依存していた結果、その負担にあえいでより一層の増税にせまられたわけである。

県・市町村の緊縮財政・

税収減に対して、国税だけが大手な伸びとなった。表3・11によれば1901年の国税指数を100とすると、1903年105、1905年162、1907年188である。なかでもとくに顕著な3税をあわせて表示したが、地租は1901年に対比して1.7倍、所得税は4.8倍、営業税は3.2倍といった増徴である。地租は地租改正以降国税の中心で、資本主義化にともなって微減しつつあったが、1901年にはなお国税全体の44%をしめていた。たしかに所得・営業税は大きく伸びたが、税額の面では地租、すなわち農民に増税の主要な役割が課せられたのである。税額で見ると1901年と対比するならば、日露戦時下にあっては61万余円の増税で、国税全体のこの間の増額164万余円のうちの3分の1が地租1税によってまかなわれていたことになる。

さて税金以外に県民の負担となったものとして国債がある。全国で5回にわたって国債発行・販売がおこなわれ、石川県でも募集された。石川県の売り上げ実績は次の表3・12に示しておいた。

日露開戦の1週間後、大蔵大臣より「国庫債券発行規程」が発表され、5

表3・12 国債の応募状況

応募期	予定額	応募額	人員	1人当り額	達成倍率
第1回(1904年3月)	2,000	2,935	31,625	92.8	1.47
第2回(1904年5月)	1,000	2,302	10,452	220.3	2.30
第3回(1904年10月)	1,000	2,265	11,305	200.4	2.27
第4回(1905年3月)	1,000	3,400	11,678	291.2	3.40
第5回(1905年10月)	2,500	3,813	14,114	270.2	1.52
合計	7,500	14,717	79,174	185.9	1.96

石川県編『明治三十七八年石川県戦時紀』(1908年)、第7章より作成。予定・応募額の単位は1,000円。

分利付の国債が表3・12で表示したそれぞれの時期に発売された。村上県知事は「市内知名の財産名望家を県会議事堂に招き、軍事公債募集に就き政府の方針を伝え、以て是が応募を勧誘せり」(「北国」明治37年2月24日付)と報道されたように、その先頭にたった。その際に、「拳国一致よく義勇公に奉じ」て「国庫債に応募すること」(「北国」同3月9日付)と強調された。対象はたんに財産家だけではなく、「村上知事、僧侶に説く」(「北国」同3月5日付)といったように県民各層に呼びかけがなされた。こうした中で、例えば四高の職員が「申合規約」を定め、「年俸額の十分の一以上の国債の応募を為すこと」(「北国」同2月24日付)等、庶民の資金が掘りおこされていった。

第1回は他4回と比較して応募人員は多かったが、1人当り額がすくなく予定額を50%ほど上まわったにすぎなかった。2回目以降は比較的順調で、1年半の間に合計1,500万弱の国債応募となった。この金額は前述した石川県の国税徴集総額の約3ヶ年分にも相当するものである。しかし『明治三十七八年石川県戦時紀』におもしろい評価の一文があるので紹介しておく。国債の応募結果を述べ、普仏戦争時にプロシア、フランス両国とも内国債が予定額に達しなかったことを例示し、「然ルニ吾内債ハ第一回ニ於テ募集ヲ超過スル事四倍半ニ及ビ、第二回第三回ハ其ノ三倍以上ニ達シ、第四五回ハ四倍ノ盛況ヲ見タリ」と全国結果を評価している。そして「蓋シ吾国民ノ奉公心ニ厚キ世界無比ナリ」⁽¹³⁾としめくくっている。全国的状況と比較するなら

ば石川県はおおよそその半分の倍率の応募である。とすると県民の「奉公心」も全国の半分程度であったということになろうか。すくなくとも県民は日露戦争推進に熱狂的になっていたわけではなかった。

増税の主体が地租であったことから、その負担を農民が背負うことになったと前述した。そのため「負担額は忠勇なる国民の決して辞せざる處なるべし」（「北国」明治37年9月21日付）といった記事等を散見する。その論旨は次の通りである。「天幸なるかな本年の米作は未曾有の豊穰にして……農民の所得は昨年よりも増加する」こと、「去れば、彼の非常特別税法発布の爲めに増徴せらるる僅少なる国税は、凡て此農民の所得増加額より支出するも尚綽々として余裕ある」（同前）とする。地租増徴は僅かではなく、しかも戦後に継続したことはすでに論証したが、こうした記事が再出する（「北国」11月9日付、明治38年7月2日付等）。たしかに国税の滞納額を見ると、1901年は石川県全体で1万余円で1904年はほぼ同額であるが、1905年は168円と極端に減少している。先の記事の論調等が納税に際して一定の効果をあげたのであろう。しかし矛盾が存在しなかったわけではなく、次の「国庫債券と農家」と題する記事の一文がその一端をうかがわせる。「国庫債券募集に関し……直接人民に接して応募を勧誘する下級吏員に至っては殆んど命令的に金額を定むる模様あり。之が爲めに地方質朴なる農民は皆其財力以上の申込をなす」。「当該官吏は唯其管轄区域内より多額の申出をあるを名誉とするのみにて、更に農民実力の如何を省みざるなり」。そして「最も必要なる農家の流通資本を絶対的に吸集するが如き方法を執る事なく……徒に農民を苦しめ却て生産資本を滅殺せしむる事ならん事に注意したきものなり」（「北国」明治37年3月9日付）。注意をうながしているような事態が現実には農民のうえにふりかかっていたのであろう。

次に日露戦時下において県民がどのように戦争体制の中に動員されていったのかの問題を検討する。『明治三十七八年石川県戦時紀』（以下『戦時紀』と略）はいわばその報告書ともいべきものであるもので、とりあえずその内容を吟味する。

はじめに『戦時紀』の構成を少し紹介しておこう。第一章 宣戦ノ詔勅、第二章 出師ニ係ル事項、第三章 石川県愛国義会ノ行動、第四章 傷病婦

第3章 日露戦争と県民

還兵士慰藉，第五章 戦病死者追弔法会，第六章 戦病死者葬儀，第七章 軍事公債ノ応募，第八章 貴金属提供，第九章 勤儉貯蓄，第十章 軍人家族救護，第十一章 日本赤十字社石川支部ノ行動，第十二章 篤志看護婦人会石川支部ノ行動，第十三章 愛国婦人会石川支部ノ行動，第十四章 各種婦人団体ノ行動，第十五章 前田侯爵家ノ行動，第十六章 戦時宗教家ノ行動，第十七章 戦時記念事業，第十八章 戦時農業，第十九章 戦時教育，第二十章 戦時衛生，第二十一章 義勇艦隊義金募集，第二十二章 第九師団ノ戦歴，第二十三章 感状受領者，第二十四章 戦病死将校及准士官，第二十五章 恩賜義眼義肢拝受者，第二十六 奉公美談，第二十七章 県民後援ニ関スル事項，第二十八章 戦時ニ於ケル模範町村の以上である。内容は非常に多岐にわたるが，日露戦時下において，戦争にかかわる団体活動の中で愛国義会，軍人家族救護各団体，愛国婦人会の3つをとりあげる。

県内における戦争協力体制を目的とした諸団体の中で，もっとも広範な組織はこの愛国義会であったと思われる。

1906（明治37）年1月，知事みずからが郡市長会議に提出したその趣意書には次のように記されている。

「日露ノ時局果シテ平和ヲ保ツテ得ザルモノトセンカ，是レ国家ノ最大事件ナリ。我ガ国民ハ一致ノ態度ヲ以テ時難ニ当ラザルベカラズ，然レドモ兵民各其職ヲ異ニス，要スルニ一般国民ハ須ラク軍人ノ後援タルベシ。蓋シ其取ルベキノ手段方法ニ至リテハ宣シク之ヲ講ゼザルベカラズ。且此ノ時機ニ際シテハ勤儉ノ風ヲ起シ，党派的ノ感情ヲ去リ，進ンテ大局ニ向テ其歩武ヲ一ニスベシ，是実ニ本会ヲ組織スルノ大志ナリ」⁽¹⁴⁾。

この趣旨にもとずいて活動の目的として①軍資の供給，②軍人其他従軍者家族の扶助，③恤兵，④出征軍人の送迎，⑤徴発及び軍隊舎営上の助力の5つを掲げている。この会の運営にあたっては理事，評議員を任命しているが，それは県内在籍の高級官吏，県庁役人，議会関係者，各郡県会議員，および各郡有力者より構成されている。

その具体的な活動としては第9師団の出征兵士の祝賀会，慰問，祝勝会などに力が注がれているようである。しかし，そうしたいわば派手な活動をおこなうことが，この愛国義会の唯一の目的ではなかったと思われる。それは

前に引用した趣意書の中にも「此ノ時機ニ際シテハ勤儉ノ風ヲ起コシ党派的ノ感情ヲ去リ進ンデ大局ニ向テ其ノ歩武ヲ一ニスベシ」⁽¹⁵⁾とある様に、県民を戦争協力にかりたてることもその重要な活動としていたわけである。そのために「しゅせい伏露」（出征袋）の寄贈を県民にすすめ、各市町村から8万余個を集める活動などを行っている。この時期の石川県下の戸数は約14万戸であるので、その6割近くが寄贈に応じたということができる。そのほか、旅順陥落祝勝会の開催、県民の参加強制、毛布寄贈などの活動があるが、これらは兵士の慰問という意味と同時に、県民に対する戦争への協力要請という面も強くもっていたと考えられる。

愛国義会の目的のひとつに掲げられている軍人家族の救護については、愛国義会はほとんど活動をしていない。その役割は別に定められた軍人家族救護各団体が中心となっていたと思われる。

戦時中の軍人家族、とくに下士官兵卒家族に対して内務省より対策がたてられていた。1906年4月に「下士官兵卒家族救助令」、「同施行規則」、「同施行細則」、「同取扱手続」などこまかな規定が定められている。それにもとずいて石川県には、「応召下士兵卒家族救助ニ関スル心得」がある。これによると、まず「戦死者病死者ノ遺族並ニ傷痍者ニ対シ扶助料其他恩給ノ典ヲ厚」⁽¹⁶⁾くすることがあげられている。

さらに「隣保相扶ノ主旨ニ基キ応召者ノ家族ヲシテ自営ノ方法ヲ講ゼシメ且之ヲ救護スルハ報効ノ一端トシテ宣シク勉ムベキ」⁽¹⁷⁾ものとしている。この様に応召家族の自活を強調するとともに軍人家族救護の目的をすすめるために各市町村に「其数実ニ数百ヲ以テ数」⁽¹⁸⁾えるほどの組織が結成された。

その活動の実態を知るために、次に金沢市出征軍人家族救護義会の収支決算書を掲げておく。

収入の中で大きな割合をしめるものは、篤志家からの義捐金があげられる。さらに第1～3各作業場からの収入が大きな比重をしめている。第1作業場は「兼六園成巽閣内ニ第一作業場ヲ開キ、陸軍予備傷病院其他軍隊ヨリ病衣繻帯及寝具被服等ノ洗濯又ハ修理スベキモノヲ引受ケ軍人家族ヲシテ之ニ従事セシメ、相当ノ賃銭ヲ給シテ其生活ノ一助トナサシメタ」⁽¹⁹⁾とある。同様に第2、3作業場は「将来家業トシテ授産ノ目的ヲ以テ洋式裁縫術ヲ伝習セ

表3・13 金沢市軍人家族救護義会収支決算

収入の部		支出の部	
特志寄附金	14,346	救護支出金	19,009
国庫下附金	3,405	特別救護金	52
帝国軍人援護会寄附金	3,000	寝具裁縫経費	510
特別下賜金	53	酒保経営費	2,954
預金利子	632	ラムネ製造費	366
寝具裁縫料収入	1,907	麦稈真田伝習所経費	1,088
酒保収入	8,042	第一作業場経費	12,590
第一作業場収入	11,976	第二・三作業場経費	7,183
第二・三作業場収入	6,469	本会諸経費	2,261
麦稈真田伝習所収入	18		
雑収入	21		
合計	49,874	合計	47,583

前掲「石川県戦時紀」第10章より作成。単位は円。

シメタ」⁽²⁰⁾のものであった。この各作業場からの収入は支出の経費とほぼ同額であるため、この会は出征軍人家族に対して仕事の提供としての役割をはたしていたといえよう。そのほか支出では、救護支出金が多いが、これは「廃兵竝ニ其家族又ハ軍人遺族ニシテ生計困難ナル者ニ対シテハ一日拾銭乃至拾五銭ヲ給」⁽²¹⁾したとある。この支出金額はほぼ収入の寄附金額に見合うから、この会のもうひとつの役割は、寄附金を救護金として支出することにあつたわけである。

これまでのふたつの組織・団体が一応県民全体を対象としていたのに対して、やや性格を異にするが愛国婦人会の活動について簡単にふれておきたい。

愛国婦人会は奥村五百子が義和団鎮圧戦争の慰問体験から貴族院議長、公爵近衛篤磨の後援をえ、閑院宮妃、岩倉具定夫人、下田歌子らを幹部にむかえ、女子教育者を総動員して、1901（明治34）年に創立したものである。全国各地方に支部組織が作られたが、日露戦争期の活動と戦後の国民教化運動のなかで、1906（明治39）年56万、1919（大正8）年100万、と会員を拡大し飛躍的な発展をみた。

石川県においても1901（明治34）年7月当時の知事野村政明の夫人を支部長として発足し、日露戦中の活動、1906（明治39）年1月の奥村の来県等を契機として、1907（明治40）年末には2万余の会員を有するほどになっている。

その活動としては軍人遺族・廃兵の救護、兵士の慰問、さらにこれらの活動に伴う資金の収集といったものをおこなっている。

たとえば軍人遺族に対して、1人5～9円の贈与金を与え、合計468人、2,700円の救護費を支出する活動をおこなっている。また、麦稗真田伝習所を特に設置し、遺族の生業扶助の活動などもある。そのほか招魂祭への遺族の招待、軍隊へのハンカチ、タバコ、手拭、扇子などの提供、軍病院への援助などがその具体的な活動である。

これらの活動はいずれも愛国婦人会独自のものとはいえないものである。いわば愛国義会の活動の一部をになっていたといってもよからう。会員も上中流の家庭婦人が戦争に際してその余暇を利用して活動したといってもさしつかえない。しかし愛国婦人会は当初みられた婦人の自発性を日露戦争をてことして、軍国主義の方向に組織化することに、一定の役割をはたしたことは事実である。

以上、日露戦争期における石川県下の各団体の活動を簡単にみてきた。いずれも戦闘行為によってあらわれる矛盾（戦死傷病者の発生という）を半官半民的な組織の活動をとおして補填する役割をになっていたといつてよい。しかしこれらの組織は単にそうした救護活動のみが目的ではなく、国民の活動を強制して国民個々を戦争体制の枠内に位置づける役割も果たした。もちろん軍部をはじめ、太平洋戦争下のファシズム体制のそれに比較できるほどの強固なものではなく、それらはまだ未熟なものであった。「国家」に対する思想動員、奉仕は行ない得ても、天皇の名のみによって思想動員できるほどの体制にはなかった点もみておく必要がある。日清戦争の勝利によって天皇の権威は高まっていたが、せいぜい「臥薪嘗胆」のスローガンが思想動員の旗印であった。したがって日露戦時下の日常的活動への動員を通じて、国民を戦争協力にのぞませるのは重要な意味を持っていたわけである。こうした条件を積み重ねながら、日露戦後、軍国主義体制は本格化していく。特にひとつは国民教育、小学校教育を通じてそれが開始されていく。さらにそう

した国民教化運動の集大成の機関とし、また軍国主義の先兵として1910（明治43）年帝国在郷軍人会が創立される。またこれらの運動を土台として、国家神道を利用したところの地方改良運動の展開が可能となるのである。

日露戦時下教育が民衆の思想動員にはたした役割は重要であった。「時局ニ際シ教育費ノ節減ヲ来シタルハ殆ンド一般ノ状況ナルガ、本県ニ於テモ事業ノ緩急ニ従ヒ、可及的節約ヲ加ヘ、学校建築ノ如キモ全部中止スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ。然レドモ之レガ為メニ教育ノ効果ヲ減退セシムルハ畜ニ一大恨事タルノミナラス、其内容実質ニ至リテハ、寧ロ此ノ際充実発展セシムルノ必要アリ」⁽²²⁾。日露戦争の教育に与えた直接的な影響について、『戦時紀』は以上のように述べている。こうした事態に対応して①知事を先頭とした教育関係者の学校訪問、生徒に対する訓話、②実業教育の振興をつうじての教育の充実という2つの対策をたて、これをすすめた。村上知事自身は1904年1年間に、65回にわたる出張・訓話を各校においておこなったといわれている。それらはほぼ同じパターンのお話であるが、共通して次の2点が強調されている。第1は教育勅語を引用し、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」とあるが、この今の日露戦争がその時にあたるとしている。第2に「殖産興業ノ盛衰」が世界の大勢の中で時々刻々とあらわれているとし、「国本ヲ培養シ国力ヲ豊富ニシテ優勝者トナリ、然ラザルモノハ……劣敗者トナル」と述べ、「我国力一躍シテ世界ノ一等国ニ列」⁽²³⁾しなければならぬと強調している。とくに後者は殖産興業のために生徒・児童の実業思想の養成、実業教育の充実として具体的な作業に着手している。その第1弾として、まず小学校に手工科増設が計画され、そのために各都市に実業講話会を設置し、一部教員に対して教育の準備にあたらせた。そこでは河北郡実業講習会にみられる様に「実業ニ関スル知識技能ノ修得ニツイテハ或ハ参考書雑誌ノ講読ニヨリ、或ハ実地ノ視察ニヨリ或ハ教員……相互ノ研究」⁽²⁴⁾などの作業が行なわれた。しかしこれらは戦時対策というより、むしろ戦後の国力の充実、拡大の基礎をはかるといふ点にあくまでもねらいがあった。『戦時紀』の引用を続けよう。「抑モ戦後経営ノ大本ハ実業ノ振作発達ニ存ス。実業ノ振作発達ヲ期センニハ、須ラク之ガ根帯タル実業思想ノ養成ヲ図ラザルベカラズ。蓋シ実業思想ノ発展ハ個人ヨリ之ヲ言ヘバ立身興家ノ基礎、国家ヨリ之ヲ言

へバ国力振作ノ源泉ニシテ其盛衰消長ハ延イテ国家ノ隆替ニ影響ヲ及ボスヤ多言ヲ須ヒザルベシ。彼ノ欧米列国ガ競フテ実業教育ノ奨励ヲ図リ、汲々トシテ唯後レンコトヲ恐ルル所以ノモノ洵ニ偶然ニアラザルナリ。凡ソ事業ハ相当ノ準備ナクシテ俄ニ成效スベキモノニアラズ。況ヤ教育事業ノ如キ、其ノ効果ヲ永遠ニ期スルモノニ於テオヤ。是今日有事ノ時ニ当リ戦後ノ経営トシテ実業思想養成ノ必要ヲ鼓吹シ、之ガ注意ヲ喚起スル所以ナリ」⁽²⁵⁾。

こうした『戦時紀』の記録の中から、日露戦争を経験しながらはじめて世界の中での日本の存在の認識と、それを前提として戦後を見通した教育の進路についての認識を充分うかがうことができる。

日露戦時下の農業問題を日露戦後の地方改良運動（次節参照）の前提として、若干ながら見ておくことにしよう。

1904年2月の地方官会議において農商務大臣清浦奎吾は「国家ノ要務中国富涵養ノ淵源タル産業ノ事ニ関シテハ、今日特ニ至重ノ注意ヲ要スルモノアル」⁽²⁶⁾と述べ、輸出の振興、米麦の増産、対清貿易の重視、漁業の振興などについてふれている。やや総花的であるが、次いで農務局長酒匂常明は農産の増収を強調し、「内ニ在テ生産ニ従事スル者ハ、非常ナル勤勉ヲ以テ之ニ当ル外ナシ」⁽²⁷⁾と勤勉の重要さを指摘している。さらに具体的な増産施策として、害虫予防、肥料の工夫、麦栽培についての注意等をおこなっている。この様に戦時下における政府の農業に関する認識は輸移入米の増加、地租大巾増徴という状況のもとで、戦争遂行を大義名分として農産の増収という方針で貫ぬかれていた。しかし戦後の地方改良運動のかかわりでいえば、次の点に注目しておく必要がある。それは農産の増収を単に上からのかけ声として行なっていたわけではないという点である。清浦・酒匂はいずれも農会・農事協議会といった各地域での団体、組織を重視し、それを核として具体的な農業振興の方策を指示し、そうした各地域での活動の成果が集約されてはじめて「民福国利ヲ来ス」⁽²⁸⁾と認識していた。日露戦前の地方長官会議ではじめて町村財政の問題が重視されたことを前にふれたが、それに続いて日露戦時下において、政府の施策を実際に浸透させるために、各地方、町村の各組織の重要な役割が考えられるようになってきたといえよう。後の地方改良運動における農村の疲弊→町村財政の基盤の確立→国富、といった明確に図式

化された認識にはいたっていなかったが、こうした戦時下の施策がその下敷となっていたことは以上述べたところだけでも明らかであろう。

石川県の村上知事は、1904年4月県下の各部長、農業指導者、農会役員を招集して、農事協議会とし、そこで次のような発言をしている。

「今や日露戦争ノ時局トナリ農産物ノ増殖ヲ図ルコト国家第一ノ急務タル場合トナレリ……各地方ニ於テモ、時局ニ対シ農事上ノ施設計画少カラズト雖モ、要スルニ其急務トスル処ハ利益ノ確實ニシテ従来実行ノ挙ラザル事項ハ此時ニ乗ジ、当業者ヲシテ普ク実行セシムリニアリ……此時局ニ際シ一旦実行セル有益ナル方法ハ、今後永遠ニ持続シ、光荣アル戦捷ノ記念タラシムルヲ期セラルベシ」⁽²⁹⁾。

こうした意気込みのもとに、各町村に戦時農業督励委員をもうけ、米麦種子の塩水選、麦の黒穂予防、改良苗代の普及、稻田の正条植、虫害の防除、二毛作の普及、緑肥作の普及、堆肥の改良普及、蚕病消毒の普及、蠶蛆駆除の普及、蚕業の奨励等個々の課題について指導、監督にあたらせた。また以上のような農業の改良の方針にそって、各町村に農業改良実行組合が組織されていった。

このような戦時下の農業増産に対する施策の効果として、「当局ノ奨励ハ……其成績顕著ナルモノアリ、為メニ当時農家ノ壮丁ガ戦役ニ徴サレテ労働ヲ殺減シ、諸般肥料ノ輸入杜絶シテ肥料ノ騰貴ヲ来ス等、諸種ノ障碍アリシニ拘ラズ、能ク其業ヲ全フシ積年唱道シタル改良事項ヲ遂行シテ斯業ニ一段ノ進歩ヲ見タルハ甚ダ慶スベキ現象ナリ」⁽³⁰⁾。やや自画自讃のようであるが、戦時下という特殊事情を利用して、農業に一定の改良がすすめられたことは確かである。また農民の中から功労者を選び、「農民ノ亀鑑」として表彰している。戦時下の石川県の農業施策は以上の通りであるが、政府の方針をいかにも忠実に各町村に浸透させようとしている。しかし、この段階の日本農業全体が抱えていた矛盾に対しては、少くとも明確な対応は行われていないが、その施策が戦後の地方改良のひとつの伏線になっていたことも指摘しておかなければならない。『戦時紀』も「戦時農業督励ハ……戦役アルガ為メ始メテ必要ヲ生ジタルニアラズ。殊ニ戦後国力ノ発展ニ伴ヒ、農事ノ改良ヲ施スベキハ更ニ一層剴切ナルモノアリテ在ルガ故ニ、当局ハ戦時終了ト同時

ニ曩日発布シタル農業督励委員規程ヲ改正シ、戦時ノ文字ヲ削リテ委員ハ其儘存スル事」⁽³¹⁾と述べ、戦後への継続を強調している。

以上、『戦時紀』をもとに石川県の戦時下状況を検討してきたが、『戦時紀』が石川県の報告書の形式をもっていたことからその実態を知るうえでそれは一定の限界性を有している。県内には他に適当な資料がないので、県内新聞に表われてた実相の一端を付け加えて、本章をしめくくりにする。

開戦1ヵ月後の「北国新聞」に「中学教員と将校の激論」（「北国」3月12日付）という奇異な見出しの記事が掲載されている。これは当時「宿舎拒絶事件」とも呼ばれたもので、その事件のきっかけを知る上で、少し長くなるが同記事を引用する。「金沢市役所にては、豫て法律規定に従ひ市内各町の民家を取調べ、一朝有事の日に資するの準備を為しつつあり。本年も例に拠り昨今各町に吏員を派して是れが取調べを遂げつつあるが、中には其出張吏員に対し取調結果を不当とし怨声を放つ者も少なからず。昨日同市吏員が下主馬町三十三番地安井留三氏の居宅に就き同じく取調べを遂げたるに、氏は其設備に就き痛く不平を洩し、遂に該出張吏員との間に一場の口論を始め、同行の三五連隊某将校も其不当を難じ論す処ありしも、頑として動かざりしかば同将校も痛く憤慨し、一声『露探以上の奴』との語さへ放つに至り最も穩かならざる情態に陥れり」。同じようなトラブルが他にもあった様で、「市民中此際斯る不心得を為す者なきや勿論なるも、尚ほ一時の私利心に駆られ、其命令に背くなきを保す可らず、深く注意を要すべし」（「北国」3月12日付）と結んでいる。軍への宿舎の提供をことわった安井教諭に対して、「非国民」的なレッテルを貼ったわけである。翌日の続報では安井教諭より、宿舎割を拒絶したわけではなく、「其賄方を拒絶せしに過ぎず」、「事実大なる行違ひ有之候」（同前、3月13日付）と記事の取消し要求があったことを伝えている。そして軍隊宿泊に際しては「其宿泊費は一日一名三十銭なり」、「此際故らに多額の費用を注ぎて是を整ふるが如きを大に戒めざる可らず」（「北国」3月16日付）と指摘しつつ、安井への批判の行き過ぎに配慮がなされている。

ところが、第1中学校の「生徒は本紙の記事を見て痛く激昂し」、「安井教諭の排斥運動に着手し、昨日も亦た出羽町練兵場に一団を為し、何か談合を為せし由にて其間の行動最も穩当を欠く者あり」（同前、3月18日付）と

いう事態となった。結局、説得されて「中学生、安井教諭に謝す」ということになったが、「安井教諭愈々辞表を提す」（同前、3月19日付）、「安井教諭愈々去る」（同前、3月23日付）という結末に終わった。記事の波紋が予想以上にひろがったことを反省してか、3月26日付に「安井氏辞職事件につき当局者に質す」という投書を掲載している。そこでは宿舎拒絶で始まったこの事件で、渦中の安井教諭を辞職にまで追い込むべきではなかったこと、非愛国者扱いに対する批判を述べたあと、「目下人心戦争の一事に熱衷し、教育界の人々も亦口を噤んで此事件を冷談に看過するものの如し、然れどもこれ決して曖昧に付すべき問題にあらず」と結んでいる。

この一連の事件の推移の中には、やはり昭和ファシズム期とは違ったところの、戦争における国民の冷静さを見ることができる。非国民という言葉で反対者を簡単に切り捨ててはいないからである。そして新聞がはたした社会的な役割を、この事件の最後の時点に立って見れば、一定程度評価することができる。

次に傷病兵問題を取りあげる。旅順第1回総攻撃によって負傷した兵士たちは8月下旬以降続々と帰還を開始しはじめた。金沢病院が移転計画中であつたため、「小立野出羽町練兵場に新築中の建物は其工事を急ぎ、予定の竣工期限を繰上げ」（「北国」8月26日付）で、1,000人収容の病棟に病兵を収容することとなった。しかし「我が金沢予備病院に於ける収容患者は今や將に五千名に垂んとす、吾人は此偉大の功勲者に対し満幅の至誠を以て感謝の意を表する者、其待遇に就ても最も懇切を旨とせんことを望んで止まざる也。然るに昨今該患者中往々不平の声を洩らす者あり……而して其多くは食物の不良と係員の不親切を責むるに在り」（同前、9月18日付）、という実情であつた。定員の5倍も収容をせざるをえない有様であつたわけである。しかもこの患者を目当てとした数多くの娼婦が夜の兼六公園を徘徊するといった風紀上の問題も引きおこした。さらに「雨中演習場に於て十数名の傷病兵等会合し、互に金銭を賭し……博奕をな」（同前、10月12日付）すといった事件まで登場する。傷病兵がまき散らすこうした風紀問題、賭博事件といった中に金沢市民は戦争の形をかえた悲惨さを感じとつたにちがいない。

最後に日露講和反対・非講和をめぐる問題を若干ではあるが言及する。

1905（明治38）年5月末の日本海海戦後、T. ルーズベルト大統領を介して講和斡旋の動きが開始された。その直後より、中央で提示された各種の講和条件が県内にも伝えられた。例えば対露同志会の「沿海州（樺太を含む）を割譲せしむ」（「北国」6月2日付）、諸博士（戸水等）の決議「償金三十億円」（同前）、進歩党の講和条件は沿海州に加えて「東清鉄道を日本の有となす事」（同前、6月18日付）といった具合である。

8月10日より日露の講和会議が開催されたが、それが難行していると伝えられると、「談判を中絶せよ」、「起てよ国民」（同前、8月20日付）といった、一挙に勇ましい見出しが紙面のトップをかざるようになる。さらに「中央に於ける講和問題同志会は昨今談判の様相最も不安に堪へず、此際石川県同志者よりも当局者に対し警告を与へんことを当地某方へ電報にて促し来れり」（同前、8月26日付）。こうした記事をつうじて新聞は講和反対の旗幟を鮮明にした。しかし、「講和談判成立す、日本の大譲歩、償金全部撤回＝樺太折半説」（同前、9月1日付）で、一応日露戦争は終止符が打たれた。この講和反対の県内の動向は次の4節の戦後の問題に直接結びつくので、次節に移ることにしよう。

第4節 日露戦後の時代

日露戦後の時代は1905（明治38）年9月5日、東京・日比谷焼打事件に始まったと考える。ポーツマス条約の締結日のこの日、日露講和条約に反対する民衆は対露同志会等の呼びかけで国民大会に参集した。条約破棄決議などを採択して散会した後、御用新聞である国民新聞社、内相官邸、警察等を民衆は焼き打ちした。講和条件への不満と戦争で多大な犠牲が生じたことに民衆の怒りが爆発したのである。戒厳令が出され、新聞・雑誌の発行停止などによって暴動は次第に鎮静したが、死者17、負傷者2,000、検束者2,000人に及んだ。日比谷事件は大きな反響を呼び、全国各地の講和反対運動は急速にひろがった。県・市・町民大会等の反対決議は165を数えた。この全国的な運動を研究した松尾尊允は「大規模な集会はいずれも都市で開かれ、各数千の会衆を集めた。当時の衆議院議員選挙区の都市部五三市三区のうち、大衆

集会の開かれた確証の、今のところ見当らぬのは、金沢・佐賀の二市だけである」⁽³²⁾と述べている。

金沢に講和反対の動きがなかったのか、手ひどい人的被害をうけたにもかかわらず、何故それが怒りに転化しなかったのか。本章を執筆するにあたってそうした疑問が筆者にはあった。第2節で既に述べたように、人的被害について県民はその総量を認識するための材料を充分には与えられてはいなかったこと、表3・4の様にそれを他県の状況と比較することもできなかったこと等は後者の疑問への一応の答えにはなるだろう。しかし不満足なものである。第3節では国債応募や宿舍拒絶事件にあらわれたように、熱狂的に戦争を支持したわけでは必ずしもなく、したがって講和反対にも熱心ではなかったとも判断できる。この地域の民衆の、よく指摘される生活感情や県民性と関連させて、ややさめた目で戦争に相對していたという推測も成り立つかもしれない。

しかし第3節末に記したように講和反対の動きがまったくなかったわけではない。9月以降の動きを拾い集めると次のようなものである。

まず第1は「北国新聞」論調に代表的にあらわれたような講和反対、政府の締結批判の動きである。「不名誉なる講和」「大屈辱」（「北国」9月1日付）とし、「歴史上の大汚点」（同前、9月2日付）、「御用紙（国民新聞）の妄言」（同前、9月3日付）「桂内閣を弾劾す」（同前、9月8日付）と続く。それはほぼ対露同志会・講和問題同志会の論調と軌を一にしていた。その反響は「市民憤激の声」、「悲憤慷慨せる投書は続々として本社に到達し、卓上積んで山をなせり」（同前、9月4日付）であった。

したがって第2には「市民大会挙行の議」（同前、9月8日付）という動きに当然結びついた。しかし前述の松尾の分析の通り金沢では市民大会開催には到らなかった。その間の事情、理由は次の記事からある程度推測できる。それによると旅順陥落祝賀会場と同じ金沢公園記念碑前で市民大会開催を計画して届出したが、警察当局より「人心の激昂を導くが如きことあらば当局者は充分取締を為さざるべからず」（同前、9月8日付）と説得された。「吾人は少人数を以て市民を代表せしめ、薄弱なる決議をなすが如きは素と好む処にあらず。然れども同警務長の言ふが如く、昨今東京市の現状に見て或ひ

は其の事なきを期し難し。東京市民の憤激は諒する処なきにあらず。否な我金沢市民も、より以上憤慨を極めつつあれど、其手段方法に至りては遺憾ながら同意を表するを躊躇すべき者あり。今警務長の言を排して強て是を挙行せん時は、勢ひ東京市の二の舞を演ぜざるべからず。是れ吾人の本意とする処にあらざらば暫らく其言を容れて他日に再挙を謀ることとし、今は更らに他に方法を執り、以て其目的を貫行せんことに努むべし」（同前）。結局、市民大会を行おうとしたグループは存在したが、9月5日の日比谷焼打事件を行き過ぎと見て、それに追従する道を選択しなかつたのである。

第3は、その後の県当局による事態鎮静工作に対する批判活動である。村上知事は先頭にたつて県内町村を巡回し、県民に対する説得演説をくり返した。その要旨は次のようなものであった。日露戦争の大勝利によって日本は世界の一等国となつたにもかかわらず、都市の大新聞は一般市民を煽動して騒動をおこし遺憾である。講和内容をみればわかる様にそれは開戦の詔勅の目的を達成しており屈辱的ではない。講和の是非を言うことより心機一転、戦後経営に県民は尽力すべきである（以上、同前、9月25日付）。この演説を批判して、経済力の不足からやむをえず講和をしたというが、それならばもともと不足していたのであって、講和は内閣の責任問題であること、新聞が煽動しているのではなく、国民がこぞつて屈辱的講和に憤慨していること、講和内容は何ひとつ当初の目的をかちとつておらず、何のために国民は臥薪嘗胆すべきか不明なこと（同前、9月26日付）等が度々論ぜられた。

こうした中で県内唯一の講和反対の有志会の開催について、最後に紹介しておく。当日に関する記事を全文引用する。それは「能美郡の非講和決議」という見出しで始まっている。「能美郡沿海各町村にては非講和問題に関し去二十七日小舞子に於て有志会を開き郡会議員、町村長、実業家等多数の有力者出席、数番の演説ありし後、左の宣言及び決議案を議決し、天皇陛下の万才を三唱して散会せし由なり。宣言 今回の講和条約は宣戦の大詔に背戻し、戦勝の功果を没却し、国家に屈辱を加へ、且つ禍根を貽す。国民の悲憤曷ぞ之に過ぎん。我等国民は茲に屈辱的講和の忍ぶべからざるを宣言す。決議一、現講和条約の破棄を望む。一、閣臣は責を負ひ、速かに処決すべし。一、非講和問題の為の議會解散を見る場合は現代議士を再選する事」（同前、9

月30日付)。しかしこれ以上の活動の展開にはならなかったようである。

以上から金沢では市民大会は不発に終わったが、その開催の動きに代表される様に講和反対のある程度の運動が存在した。また能美郡では決議がなされたことに注目したいが、全県的にみるならばその動きはおだやかであったと評しないわけにはいかない。

それに対して、10月に入ると上からの地方改良運動の動きが急速に強まっていった。内務省の地方局長が来県し、次のような項目の訓示的演説をおこない、それに拍車をかけていった。「町村事務の監督を嚴重にして、以て充分なる好績を収めん事を要す」、「基本財産の増殖に努め、其収入に依りて町村経済を維持する方法を講ぜられん事を望む」、「出征軍人家族若くは遺族に対しては……生業扶助の途を講ずるの急務なる」(同前、10月1日付)ことなどである。

日露戦争による戦死傷という人的被害はそれがおもに一家の支柱たる働き手であったために、とくに農村に深刻な矛盾をもたらした。それらをはじめとする地方、農村における矛盾糊塗のために日露戦後の地方改良運動が本格化した。1906(明治39)年5月の地方長官会議では、内務省から「地方事務ニ関スル注意参考事項」として11項目があげられ、日露戦前からの政策方向をより明確にした。その内容は①町村と神社との関係を密接にし、国家神道を国民に浸透させることを目的とし、また②町村財政の確立とその前提として、③町村経済を強化することを骨子としている。とくに①との関連でいえば、戊申詔書の中に「宜ク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ」とある様に、地方改良運動が国民を天皇制国家のもとに思想動員しつつ展開されようとしていたことに注目しなければならない。その意味から言えば日露戦争が必要とし追求した国民の戦争への総力戦的思想動員の経験のうえに、あるいはその継続として地方改良運動が展開した。

さて本章の課題は一応果しおえたが、戦後の時代についてこれ以上論及する余裕はない。日露戦後の地方改良運動下の県内農村に関しては、『珠洲郡蛸島村是』(1912年)、『羽咋郡末森村是』(1913年、いずれも『石川県史料』所収)をはじめとした「村是」が基本資料である。それらを通覧する限り地方改良運動下の石川県農村はその矛盾を露呈させてはいない。すでに第2章

で若干述べた様に小作争議・農民運動の面でもこの時期に爆発的な動きは示していない。

日露戦争は地方行政も含めた軍事行政の制度化の重要な試金石であった。これを通じて帝国主義的軍事体制確立の基盤としての日本社会の軍事的再編成が強化されていったのである。

- 1) 藤田繁編『石川県満蒙开拓史』（1982年7月刊，石川県）を参照。
- 2) 石川県編『石川県将士の記録』（1973年3月刊，石川県）を参照。
- 3) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（1976年11月，岩波書店）2頁。
- 4) 井口和起「日清・日露戦争論」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』8，近代2，1985年6月刊，東京大学出版会）86～87頁。
- 5) 大江前掲書，2～3頁。
- 6) 大江前掲書，134～135頁。
- 7) 木村駿「『南京大虐殺』の精神分析」『諸君』第17巻8号（1985年8月，文芸春秋社）を参照。
- 8) 日露戦時の第9師団の兵卒は富山・石川・福井3県下の有本籍者より徴兵，動員されたものである。
- 9) 大江前掲書，72頁。
- 10) 例えば「北国新聞」（明治37年9月24日付）には「旅順陥落の遅きに待ちあぐみたる国民は今や殆ど是を口にせざるに至れり，而かも是を口にせざると共に幾分志気を沮喪せるの傾きあるは甚だ遺憾とする処」とある。
- 11) 関連編纂物の目録は，大江前掲書（597～598頁）を参照。なお大江前掲書中の『明治三十七八年石川県戦時記』の記は本章のように紀が正しい。同書の背表紙は記となっているが，同書内の記述はすべて戦時紀となっている。
- 12) 大江前掲書，609～610頁を参照。
- 13) 石川県編『明治三十七八年石川県戦時紀』（1908年7月刊，石川県）第7章27頁。
- 14)，15) 同前，第3章2頁。
- 16)，17) 同前，第10章12頁。
- 18) 同前，第10章21頁。
- 19)，20) 同前，第10章34頁。
- 21) 同前，第10章36頁。
- 22) 同前，第19章10頁。
- 23) 以上，同前，第19章27頁。
- 24) 同前，第19章41頁。
- 25) 同前，第19章6頁。
- 26) 同前，第18章2頁。
- 27) 同前，第18章10頁。

第3章 日露戦争と県民

- 28) 同前, 第18章13頁。
- 29) 同前, 第18章14～15頁。
- 30) 同前, 第18章28頁。
- 31) 同前, 第18章34頁。
- 32) 松尾尊兌『大正デモクラシー』（1974年5月, 岩波書店）21・24頁。

